

加東市立米田小学校いじめ防止基本方針（令和５年度）

加東市立米田小学校

1 学校の方針

本校の学校教育目標は「共に学び、夢に挑む 自立した子どもの育成」と定めている。

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきている。このような、予測困難な変化に子どもたち一人一人が受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。まさしく、「生きる力」の育成であり、「人間力」の育成である。

「学ぶ魅力いっぱいの学校」、「やさしさいっぱいの学校」、「協働体験いっぱいの学校」、「保護者・地域と一体となった学校」を教職員一丸となって目指している。

そして、いじめを許さない学校づくりを推進する。すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備する等、いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

2 基本的考え方

本校は、学級数7、児童数39名である。3世代が共に暮らす家庭が多い農村地域にある。素直で明るく元気な児童が多く、指示されたことに真面目に取り組む子が多い。また、職員や地域の方への挨拶も活発にできるようになり、生活班遊び・掃除など縦割り班活動にも積極的に取り組んでいる。保護者や地域の方は、PTA活動や見守り隊の活動などを通して学校に協力的である。

これまでのいじめ等の問題行動については、未然防止に努めながら、認知した場合は、すぐに本人への聞き取りを行い、クラス・地区のみんなでどうしたらよいか等を話し合わせ、保護者や関係諸機関との連携を大切にしながら解決に努めてきた。また、学校が一つのチームとして、未然防止、早期発見、早期対応、継続的な経過観察、適切な指導を心がけ、日頃の生活や道徳の授業等において人権教育を計画的に行い、豊かな心の育成に努めている。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

児童間にはトラブルはつきものであるが、「困っていること、嫌だと思っていること」が継続しないように、また集団でのいじめ等につながらないように危機感をもって指導している。

いじめについては、すべての教職員が、次のような基本認識をもち取り組んでいく。

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により、暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

『いじめ防止マニュアル』（兵庫県教育委員会）より）

このような認識のもと、児童間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 全体計画

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

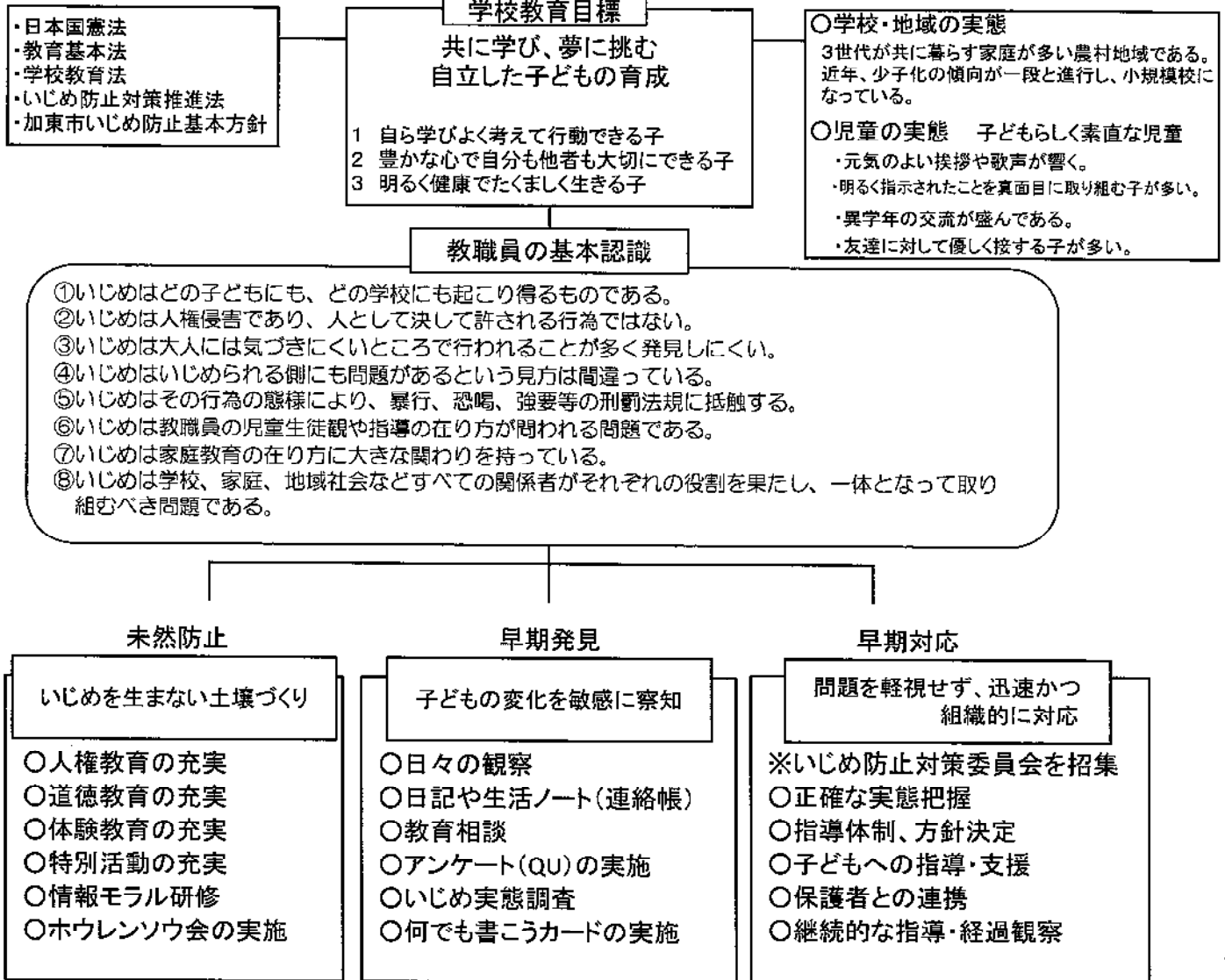
なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力依頼し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。その際には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

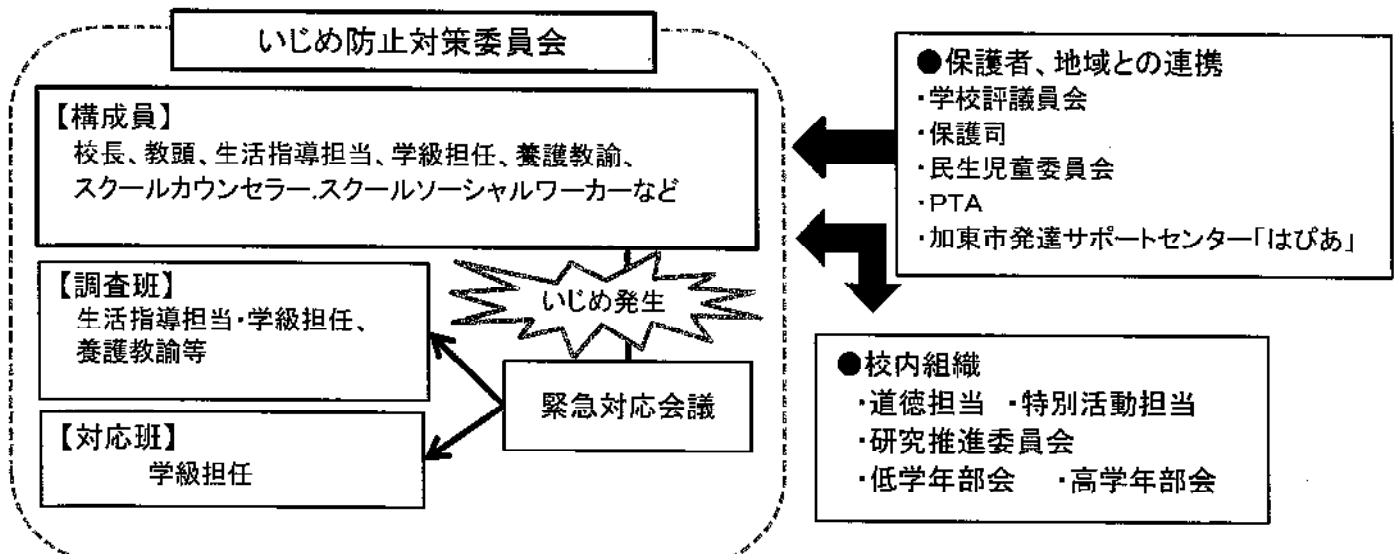
令和5年度加東市立米田小学校いじめ防止基本方針全体計画



※「いじめ防止対策委員会」の設置について

◎生活指導委員会に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

◎「いじめ防止対策委員会」は、校長、教頭、生活指導担当を中心に、養護教諭、SC、SSWなどにより構成する。



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の子どもを気遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする | |

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる | ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 顔色が悪く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ ときどき涙ぐんでいる |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

● 授業中・休み時間

- | | |
|--|---|
| ☐ 発表すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編制の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

● 昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の友だちにあげる | ☐ 他の友だちから机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらをされる |

● 清掃時

- | |
|---|
| ☐ いつも雑巾がけやゴミ捨て当番になっている |
| ☐ 一人で離れて掃除をしている |

● その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ ケガの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|---|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉をつかう | |

別紙3 年間指導計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	職員会議		月1回定期的に開催 必要により臨時開催			
	いじめ防止対策委員会 ・指導方針 ・指導計画		月1回定期的に開催 必要により臨時開催			
未然防止に向けた取組			学校オープン 学級懇談会		教職員研修 ・生徒指導 ・道徳教育	
			学級・学年づくり(人間関係づくり) ・道徳教育・人権教育・特別活動			
早期発見に向けた取組			小中連絡会	米田地区 子ども共育懇談会		5, 6年 人権講演会
			学級・学年づくり			学級・学年づくり
早期発見に向けた取組		児童理解研修会 学級経営案交流会	いじめ実態把握調査		小中合同スクール カウンセラー研修	
	何でも書こうカード実施					
早期発見に向けた取組		学校生活アンケート	教育相談週間			
			HyperQUテスト実施		HyperQU事例検討会	

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	職員会議		月1回定期的に開催 必要により臨時開催			
	いじめ防止対策委員会 会議		月1回定期的に開催 必要により臨時開催			
未然防止に向けた取組				教職員研修 ・生徒指導 ・道徳教育		
			学級・学年づくり(人間関係づくり) ・道徳教育・人権教育・特別活動			
早期発見に向けた取組	学校オープン 情報モラル研修			学校オープン ・保護者への啓発		小中連絡会
					保・幼・小連絡会 ・一日体験入学	
早期発見に向けた取組		HyperQUテスト実施		HyperQU事例検討会		
	何でも書こうカード実施		いじめ実態把握調査	小中合同スクール カウンセラー研修	学校生活アンケート	いじめ実態把握調査
早期発見に向けた取組		教育相談週間		学級・学年づくり		

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめは未然の防止することが最良であるが、いじめを認知した場合には、特定の教職員が一人で抱え込んだり、隠したりすることなく、校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」を中心にして学年や学校全体で情報を共有し、組織的に対応する。いじめの解消に向けては、迅速な対応が大切であることから、情報を得てから学校の方針決定までをその日のうちに対応する。ただし、重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にズレがある場合、把握した状況をもとに十分に検討協議し、慎重に対応する。

